特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会

土岐市スポーツ交流推進事業補助金要項

　　特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）は、焼津市・

土岐市とのスポーツ交流姉妹都市締結に則り、両市のスポーツ交流を推奨し、もって競技力向上を図り、両市民がスポーツを通じて健康な体力と親睦を深め、末永いスポーツ交流を望むものである。

１　補助金の支給

　　本会は、団体が自主及び本交流のスポーツ交流会に対し、補助金を支給する。

２　補助金の支給対象及び額

1. 団体の自主交流又は本交流
   1. 会場が土岐市の場合

ア　遠征人数５６人以上　　　　　　　　　　　　４０，０００円

イ　遠征人数２９人～５５人の場合　　　　　　　３５，０００円

ウ　遠征人数１１人～２８人の場合　　　　　　　２０，０００円

エ　遠征人数　６人～１０人の場合　　　　　　　１０，０００円

オ　遠征人数　１人～　５人の場合　　　　　　　　５，０００円

* 1. 会場が焼津市の場合

ア　本市人数５６人以上　　　　　　　　　　　　２０，０００円

イ　本市人数２９人～５５人の場合　　　　　　　１５，０００円

ウ　本市人数１１人～２８人の場合　　　　　　　１０，０００円

エ　本市人数　６人～１０人の場合　　　　　　　　６，０００円

オ　本市人数　１人～　５人の場合　　　　　　　　３，０００円

1. 支給については各団体年２回までとする。
2. その他の交流
   1. 体育協会役員の全体の交流　　　　　　　　　　　別に定める額
   2. 記念行事に関する交流　　　　　　　　　　　　　別に定める額
   3. 特別行事に関する交流　　　　　　　　　　　　　別に定める額

３　下部団体の交流

　　団体の下部団体が独自に交流する場合は、補助金を支給しない。ただし、特別の理

由がある場合は、本会理事会において協議する。

４　補助金支給の条件

1. 団体は、１ヶ月以前に本会に対して、別表１に定める土岐市スポーツ交流推進

事業補助金交付申請書が提出されているもので、本会で認めたもの。

1. 本会で認められたもので、スポーツ交流後、１０日以内に別表２に定める土岐

市スポーツ交流推進事業補助金実績報告書が、本会又は焼津市スポーツ交流委員

会に提出されているものであること。

　　附　則

この要項は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要項の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。